

令和 年度 介護保険施設等実地指導自主点検表

サービス種別	<input type="checkbox"/> 認知症対応型共同生活介護
	<input type="checkbox"/> 介護予防認知症対応型共同生活介護

※該当サービスにチェックしてください。

■事業所番号、事業所の名称、連絡先等を記入してください。

法人名				
事業所番号				
(フリガナ) 事業所名				
連絡先	盛岡市 (電話)			
管理者	職名		氏名	
記載担当者	職名		氏名	
記載日	令和	年	月	日

■介護保険実地指導自主点検表の作成について

1 趣 旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認する事が必要です。そこで盛岡市では、介護保険サービス提供事業者ごとに、法令、関係通知を基に自主点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自主点検をお願いし、盛岡市が行う事業者指導と有機的な連携を図ることとしました。

2 作成上の留意点

- (1) 事業所の実地指導が行われるときは、他の関係書類とともに、盛岡市へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。
- (2) 複数の職員で検討の上点検してください。
- (3) 点検結果の「適・不適・非該当」の判定については、該当する項目にチェックをお願いします。なお、「不適・非該当」の場合は備考欄にその理由等を簡潔に記載してください。

3 その他

事業所において定期的に自主点検を行う際に、本表をご活用ください。

認知症対応型共同生活介護(自主点検表)

点検項目	確認事項	点検結果			根拠法令	根拠基準条例	備考 (不適・非該当の理由等)
		適	不適	非該当			
I 基本方針							
1 基本方針【介護】	指定認知症対応型共同生活介護の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようになるものとなっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	運営基準第89条	基準条例第110条	
1 基本方針【予防】	指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業は、認知症である利用者が共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	予防基準第69条	予防基準条例第71条	
II 人員基準							
1 従業者の員数【共通】	(1) 夜間及び深夜の時間帯以外の介護従業者の員数は、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であるか。 利用者 ()人 ÷ 3 = [] ≤ []人 介護従業者 ()人 ※利用者の数は前年度の平均値	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	運営基準第90条 予防基準第70条		
	(2) 夜間及び深夜の時間帯の介護従業者の員数は、標準数(ユニットごとに1以上(宿直勤務を除く)であるか。 ※ただし、3つの共同生活住居を有する指定認知症対応型共同生活介護事業所において、全ての共同生活住居が同一の階に隣接し、介護従業者が円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応を行うことが可能となる構造である場合には、夜間の勤務に関するマニュアルの策定や避難訓練の実施といった安全対策が行われ、利用者の安全が確保されていると認められている場合に限り、夜勤職員を2以上とすることができる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	運営基準第90条 予防基準第70条	基準条例第111条 予防基準条例第72条	
	(3) 介護従業者のうち1以上の者は常勤となっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	(4) 指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに計画作成担当者を配置しているか。 兼務としている場合は利用者の処遇に支障が生じていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	(5) 計画作成担当者は、必要な研修を修了しているか。 ※必要な研修 都道府県及び指定都市において厚労省通知に基づき実施された「実践者研修」もしくは「基礎課程」	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	老高発0316 第2号厚生労働省老健局 高齢者支援課長通知		
	(6) 計画作成担当者のうち1以上の者は、介護支援専門員をもって充てているか。 ※ただし、併設する小規模多機能型居宅介護事業所または指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより、効果的な運営を期待することができ、利用者の処遇に支障がないときは設置しないことができる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	運営基準第90条 予防基準第70条	基準条例第111条 予防基準条例第72条	
2 管理者【共通】	(1) 共同生活住居ごとに常勤の管理者を置いているか。 ※ただし、共同生活住居の管理上業務に支障がない場合は、当該共同生活住居のほかの職務、同一敷地内にある他の事業所、施設等もしくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所もしくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。 ※訪問系サービス提供者として従事する場合は、支障があると考えられる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	運営基準第91条 予防基準第71条	基準条例第112条 予防基準条例第73条	
	(2) 管理者は、次のいずれかの従業者または訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者か。 ・特別養護老人ホーム ・老人デイサービスセンター ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・指定小規模多機能型居宅介護事業所 ・指定認知症対応型共同生活介護事業所 ・指定看護小規模多機能型居宅介護事業所	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	運営基準第91条 予防基準第71条	基準条例第112条 予防基準条例第73条	
	(3) 管理者は、必要な研修を修了しているか。 ※必要な研修 都道府県及び指定都市において厚労省通知に基づき実施された「認知症対応型サービス事業管理者研修」 ※管理者の変更の届出を行う場合で、管理者が研修を修了することが確実に見込まれるときは、当該管理者が研修を修了していない場合であっても差し支えない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	老高発0316 第2号厚生労働省老健局 高齢者支援課長通知		

認知症対応型共同生活介護(自主点検表)

点検項目	確認事項	点検結果			根拠法令	根拠基準条例	備考 (不適・非該当の理由等)
		適	不適	非該当			
3 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者【共通】	(1) 代表者は、次のいずれかに該当する者か。 ① 次のいずれかの従業者または訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する。 ・特別養護老人ホーム ・老人デイサービスセンター ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・指定認知症対応型共同生活介護事業所等 ② 保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第92条 予防基準第72条	基準条例第113条 予防基準条例第74条	
	(2) 代表者は、必要な研修を修了しているか。 ※必要な研修 都道府県及び指定都市において厚労省通知に基づき実施された「認知症対応型サービス事業開設者研修」 ※代表者の変更の届出を行う場合は、代表者交代の半年後又は次回の研修のいずれか早い日までに当該研修を修了することで差し支えない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		老高発0316 第2号厚生労働省老健局 高齢者支援課長通知		
Ⅲ 設備基準							
1 必要な設備【共通】	(1) 利用者が日常生活を営む上で必要な設備が設けられているか。 ① 居室 ② 居間 ③ 食堂 ④ 台所 ⑤ 浴室 ※複数の共同生活住居を設ける場合であっても居間、食堂及び台所については、それぞれの共同生活住居ごとの専用の設備でなければならない。 ※居間及び食堂は同一の場所とすることができるが、それぞれの機能が独立していることが望ましい。また、原則として利用者及び介護従業者が一堂に会するのに十分な広さを確保するものとする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第93条 予防基準第73条	基準条例第114条 予防基準条例第75条	
	(2) 消防用設備及びその他の非常災害に際して必要な設備を設けているか ※指定認知症対応型共同生活介護事業所については、原則として、全ての事業所でスプリンクラー設備の設置が義務付けられている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(3) 入居定員は1ユニット5人以上9人以下となっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第93条 予防基準第73条	基準条例第114条 予防基準条例第75条	
	(4) 1つの居室の定員は1人となっているか。 ※カーテンや簡易パネルでの区分は不可。ただし、一般の住宅を改修している場合など、構造上ふすま等で仕切られている場合はこの限りでない。 ※夫婦で居室を利用する場合など、利用者の処遇上必要と認められる場合は2人とすることができる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
Ⅳ 運営基準							
1 内容及び手続の説明・同意【共通】	(1) サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次の事項を記した文書を交付して説明を行い、提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。 <input type="checkbox"/> 重要事項に関する規程(運営規程)の概要 ・ 事業の目的及び運営の方針 ・ 従業者の職種、員数及び職務内容 ・ 利用定員 ・ 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 ・ 入居に当たっての留意事項 ・ 非常災害対策 ・ 虐待の防止のための措置に関する事項 ・ その他運営に関する重要事項 <input type="checkbox"/> 介護従業者の勤務の体制 <input type="checkbox"/> 事故発生時の対応 <input type="checkbox"/> 苦情処理の体制等 <input type="checkbox"/> 提供するサービスの第三者評価の実施状況 ※当該利用申込者又はその家族からの申し出があった場合には、文書又は電磁的方法による承諾を得た上で、電磁的方法により文書に記すべき重要事項を提供し、文書の交付に代えることができる。 ※1 わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、同意を得なければならない。 ※2 同意は、書面によって確認することが望ましい。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第108条(第3条の7準用) 予防基準第85条(第11条準用)	基準条例第129条(第10条準用) 予防基準条例第87条(第12条準用)	
2 提供拒否の禁止【共通】	正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。 ※要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するもの。 正当な理由 ① 当該事業所の現員からは利用申込みに応じ切れない場合 ② 利用申込書の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③ その他利用申込者に対し自ら適切なサービスの提供が困難な場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第108条(第3条の8準用) 予防基準第85条(第12条準用)	基準条例第129条(第11条準用) 予防基準条例第87条(第13条準用)	

認知症対応型共同生活介護(自主点検表)

点検項目	確認事項	点検結果			根拠法令	根拠基準条例	備考 (不適・非該当の理由等)
		適	不適	非該当			
3 受給資格等の確認【共通】	(1) サービスの提供を求められた場合、被保険者証により利用者の被保険者資格、要介護、要支援認定の有無及び有効期間を確認しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第108条(第3条の10準用) 予防基準第85条(第14条準用)	基準条例第129条(第13条準用) 予防基準条例第87条(第15条準用)	
	(2) 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮したサービスの提供に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
4 要介護認定の申請に係る援助【共通】	(1) 利用申込者が要介護、要支援認定を受けていない時は、認定申請が速やかに行われるよう必要な援助を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	運営基準第108条(第3条の11準用) 予防基準第85条(第15条準用)	基準条例第129条(第14条準用) 予防基準条例第87条(第16条準用)	
	(2) 必要に応じ、有効期間が終了する30日前までには更新申請が行われるよう援助を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
5 入退居【共通】	(1) 指定認知症対応型共同生活介護の事業は、要介護者であって認知症であるものであって、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	運営基準第94条 予防基準第74条	基準条例第115条 予防基準条例第77条	
	(2) 入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により、認知症である者であることの確認をしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	(3) サービス提供が困難である場合は、適切な他の(介護予防)認知症対応型共同生活介護、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに請じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	(4) 入居申込者の入居に際して、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	(5) 利用者の退居の際には、利用者及び家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	(6) 利用者の退居の際には、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、指定居宅介護支援事業者等への情報提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
6 サービス提供の記録【共通】	(1) ①入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を利用者の被保険者証に記載しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第95条 予防基準第75条	基準条例第116条 予防基準条例第77条	
	②退去に際しては退去の年月日を、利用者の被保険者証に記載しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(2) サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しているか。 <input type="checkbox"/> サービスの提供日 <input type="checkbox"/> サービスの内容 <input type="checkbox"/> 利用者の状況 <input type="checkbox"/> その他必要な事項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
7 利用料等の受領【共通】	(1) 法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料として、1割、2割又は3割相当額の支払を受けているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第96条 予防基準第76条	基準条例第117条 予防基準条例第78条	
	(2) 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際の利用料と、サービス費用運営基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	(3) 上記(1)(2)の利用料のほかには、次の費用以外の支払を受けていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	通所介護等における日常生活費に要する費用の取扱いについて(H12老企第54号)		
	① 食材料費						
	② 理美容代						
	③ おむつ代						
④ 上記①、②、③のほか、サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの (=利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用)							
(3)については、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認められない。							
(4) 前項については、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、その内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
(5) 指定事業者は、指定サービスその他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払いをした居宅要介護被保険者に対し、施行規則第65条で定めるところにより、領収証を交付しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第42条の2			

認知症対応型共同生活介護(自主点検表)

点検項目	確認事項	点検結果			根拠法令	根拠基準条例	備考 (不適・非該当の理由等)
		適	不適	非該当			
8 保険給付のための証明書の交付【共通】	法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合、サービスの内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	運営基準第108条(第3条の20準用) 予防基準第85条(第23条準用)	基準条例第129条(第23条準用) 予防基準条例第87条(第24条準用)	
9 指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針【介護】(1)~(11)【予防】(5)~(7)のみ	(1) 利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第97条	基準条例第118条	
	(2) 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(3) 認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(4) サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、介護計画の目標及び内容や行事及び日課等を含めた、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(5) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(身体拘束等)を行っていないか。 ※介護保険指定基準上、利用者の身体拘束が認められるのは『切迫性』『非代替性』『一時性』の三つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られる。 (身体拘束禁止の対象となる具体的行為)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	運営基準第97条 予防基準第77条 (身体拘束ゼロへの手引き)	基準条例第118条 予防基準条例第79条 基準条例第118条 予防基準条例第79条	
	① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。						
	② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。						
	③ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。						
	④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。						
	⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。						
	⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。						
⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。							
⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。							
⑨ 他人への迷惑行為を防ぐため、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。							
⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。							
⑪ 自分の意思であけることのできない居室等に隔離する。							
(6) やむを得ず身体拘束等を行っている場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
(7) 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第97条			
①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図っているか。 ※運営推進会議と一体的に設置・運営することも差し支えない。委員会の構成メンバーは、事業所の管理者及び従業者より構成する場合のほか、これらの職員に加えて、第三者や専門家を活用した構成とすることが望ましい。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		予防基準第77条			
②次に掲げる項目を盛り込んだ身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか。 <input type="checkbox"/> 身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方 <input type="checkbox"/> 身体的拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 <input type="checkbox"/> 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 <input type="checkbox"/> 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方針 <input type="checkbox"/> 拘束等発生時の対応に関する基本方針 <input type="checkbox"/> 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 <input type="checkbox"/> その他拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
③指針に基づいた研修プログラムを作成し、介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的(年2回以上)に実施するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束適正化の研修を実施しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		H18老計発第1017001号厚生労働省老健局計画課			
(8) 自己評価を少なくとも年1回は行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		長通知 運営基準第97条 予防基準第86条	基準条例第118条 予防基準条例第88条		
(9) 外部評価又は運営推進会議による評価を少なくとも年1回は受けているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
(10) 過去に外部評価を5年間継続して実施している事業所であって、かつ、次に掲げる要件を全て満たす場合は、外部評価を2年に1回は受けているか。 <input type="checkbox"/> 「自己評価及び外部評価結果」、「目標達成計画」を市町村に提出している <input type="checkbox"/> 運営推進会議が、過去1年間に6回以上開催している <input type="checkbox"/> 運営推進会議に、事業所の存する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席している <input type="checkbox"/> 「自己評価及び外部評価結果」の外部評価項目の実践状況(外部評価)が適切である	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				

認知症対応型共同生活介護(自主点検表)

点検項目	確認事項	点検結果			根拠法令	根拠基準条例	備考 (不適・非該当の理由等)
		適	不適	非該当			
9 指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針 【介護】 (1)~(11) 【予防】 (5)~(7)のみ	(11) 自己評価・外部評価の結果について、適切に公表し、常にサービスの質の改善を図っているか。 <input type="checkbox"/> 利用申込者又はその家族に対する説明の際に交付する重要事項を記載した文書に添付の上、説明している <input type="checkbox"/> 事業所の見やすい場所への掲示やホームページ上への掲示などの方法により、広く開示している <input type="checkbox"/> 利用者及び利用者の家族へ手交若しくは送付等により提供を行っている <input type="checkbox"/> 指定を受けた市町村に対し提出している <input type="checkbox"/> 運営推進会議において説明している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第97条 予防基準		
10 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針 【予防】	(1) 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		予防基準第86条	予防基準条例第88条	
	(2) 事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者又は運営推進会議による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(3) 利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することをことを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(4) 利用者が有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないように配慮しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(5) 利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
11 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の具体的取扱方針 【予防】	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		予防基準第87条	予防基準条例第89条	
	(2) 計画作成担当者は適切に介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成しているか。 <input type="checkbox"/> (1)の利用者の状況及び希望を踏まえて作成している <input type="checkbox"/> 他の介護従業者と協議の上作成されている <input type="checkbox"/> 次の項目が記載されている ・ 目標を達成するための具体的なサービスの内容 ・ サービスの提供を行う期間等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(3) 計画作成担当者は、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めているか。 ※多様な活動(例) 地域の特性や利用者の生活環境に応じたレクリエーション、行事、園芸、農作業などの利用者の趣味又は嗜好に応じた活動等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(4) 計画作成担当者は、介護計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(5) 計画作成担当者は、当該介護計画を利用者に交付しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(6) 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(7) 介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(8) サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				

認知症対応型共同生活介護(自主点検表)

点検項目	確認事項	点検結果			根拠法令	根拠基準条例	備考 (不適・非該当の理由等)
		適	不適	非該当			
11 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の具体的取扱方針【予防】	(9) 計画作成担当者は、他の介護従業者及び利用者が介護計画に基づき利用するほかの指定介護予防サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、介護計画に基づくサービスの提供の期間内において少なくとも一回は介護計画の実施状況の把握(モニタリング)を行うとともに、利用者の様態の変化等の把握を行っているか。 □ サービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回はモニタリングを行っている □ 利用者の様態の変化等の把握を行っている	□	□				
	(10) 計画作成担当者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防認知症対応型共同生活介護計画の変更を行っているか。	□	□				
12 認知症対応型共同生活介護計画の作成【介護】	(1) 共同生活住居の管理者は、計画作成担当者に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させているか。	□	□		運営基準第98条	基準条例第119条	
	(2) 認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、レクリエーション、行事、園芸、農作業などの利用者の多様な活動の確保に努めているか。	□	□				
	(3) 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画が作成されているか。	□	□				
	(4) 認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たって、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。	□	□				
	(5) 介護計画を作成した際に、認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付しているか。	□	□				
	(6) 介護計画の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、実施状況の把握を行い、必要に応じて変更を行っているか。	□	□				
	(7) 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定認知症対応型共同生活介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から認知症対応型共同生活介護計画の提供の求めがあった際に、当該計画の提供に協力するよう努めているか。	□	□				
13 介護等【共通】	(1) 利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。	□	□		運営基準第99条 予防基準第88条	基準条例第120条 予防基準条例第90条	
	(2) 利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせていないか。	□	□				
	(3) 利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者介護従業者が共同で行うよう努めているか。 ※食事や清掃、洗濯、買物、園芸、農作業、レクリエーション、行事等を共同で行うことにより良好な人間関係に基づく家庭的な生活環境の中で日常生活が送れるようにすることに配慮しているか。	□	□				
14 社会生活上の便宜の提供等【共通】	(1) 利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めているか。	□	□		運営基準第100条 予防基準第89条	基準条例第121条	
	(2) 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行っているか。 ※原則としてその都度、その者の同意を得た上で代行しなければならない。	□	□	□			
	(3) 特に、金銭に係るものについては、書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後は、その都度本人に確認を得ているか。	□	□	□			
	(4) 常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。 (例:会報の送付、行事への参加の呼びかけ)	□	□				
	(5) 利用者と家族の面会の場所や時間等について、利用者やその家族の利便を図っているか。	□	□		解釈通知四-4(7)③		
15 利用者に関する市町村への通知【共通】	利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 ・正当な理由なしに、サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき ・偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき	□	□	□	運営基準第108条(第3条の26準用) 予防基準第85条(第24条準用)	基準条例第129条(第29条準用) 予防基準条例第87条(第25条準用)	

認知症対応型共同生活介護(自主点検表)

点検項目	確認事項	点検結果			根拠法令	根拠基準条例	備考 (不適・非該当の理由等)
		適	不適	非該当			
16 緊急時等の対応【共通】	利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第108条(第80条準用) 予防基準第85条(第56条準用)	基準条例第129条(第100条準用) 予防基準条例第87条(第57条準用)	
17 管理者の責務【共通】	(1) 管理者は、従業者の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第108条(第28条準用) 予防基準第85条(第26条準用)	基準条例第129条(第73条準用) 予防基準条例第87条(第27条準用)	
	(2) 管理者は、従業者に運営基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
18 管理者による管理【共通】	管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者となっていないか。 ※ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第101条 予防基準第78条	基準条例第122条 予防基準条例第80条	
19 運営規程【共通】	共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第102条 予防基準第79条	基準条例第123条 予防基準条例第81条	
	<input type="checkbox"/> 事業の目的及び運営の方針 <input type="checkbox"/> 従業者の職種、員数及び職務内容 <input type="checkbox"/> 利用定員 <input type="checkbox"/> 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額(通所介護等を利用する場合は当該サービスを含めたサービスの内容) <input type="checkbox"/> 入居に当たっての留意事項 <input type="checkbox"/> 非常災害対策 <input type="checkbox"/> 虐待の防止のための措置に関する事項 <input type="checkbox"/> その他運営に関する重要事項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
20 勤務体制の確保等【共通】	(1) 利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めているか。 ①共同生活住居ごとに勤務体制を定めていること ②次の内容について明確になっているか <input type="checkbox"/> 介護従業者の日々の勤務体制 <input type="checkbox"/> 常勤・非常勤の別 <input type="checkbox"/> 管理者との兼務関係 <input type="checkbox"/> 夜間及び深夜の勤務の担当者等 ③夜間及び深夜の時間帯を定めるに当たっては、事業所ごとに利用者の生活サイクルに応じて設定されているか。 (時 分 ~ 時 分)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第103条 予防基準第80条	基準条例第124条 予防基準条例第82条	
20 勤務体制の確保等【共通】	(2) (1)の介護従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しているか。 (例:担当の介護従業者を固定する等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第103条 予防基準第80条	基準条例第124条 予防基準条例第82条	
	(3)-1 介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(3)-2 事業者は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	※1 当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とするとし、具体的には次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 看護師 ・ 准看護師 ・ 介護福祉士 ・ 介護支援専門員 ・ 実務者研修修了者 ・ 介護職員初任者研修修了者 ・ 生活援助従事者研修修了者 ・ 介護職員基礎研修課程修了者 ・ 訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者 ・ 社会福祉士 ・ 医師 ・ 歯科医師 ・ 薬剤師 ・ 理学療法士 ・ 作業療法士 ・ 言語聴覚士 ・ 精神保健福祉士 ・ 管理栄養士 ・ 栄養士 ・ あん摩マッサージ師 ・ はり師 ・ きゆう師 等 						

認知症対応型共同生活介護(自主点検表)

点検項目	確認事項	点検結果			根拠法令	根拠基準条例	備考 (不適・非該当の理由等)
		適	不適	非該当			
20 勤務体制の確保等【共通】	<p>※2 当該義務付けの適用に当たっては、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。 また、事業所が新たに採用した従業者(医療・福祉関係資格を有さない者に限る。)に対する当該義務付けの適用については、採用後1年間の猶予期間を設けることとし、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとする(この場合についても、令和6年3月31日までは努力義務で差し支えない)。</p> <p>(4) 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p> <p>※ 事業者が講ずべき措置の具体的内容及び講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。 なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。</p> <p>ア 事業者が講ずべき措置の具体的内容</p> <p>a 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。</p> <p>b 相談(苦情を含む。以下同じ。)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。</p> <p>イ 事業者が講じることが望ましい取組について パワーハラスメント指針(令和2年厚生労働省告示第5号)においては、顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、次のようなものが挙げられている。</p> <p>① 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 ② 被害者への配慮のための取組 (メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等) ③ 被害防止のための取組 (マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
21 定員の遵守【共通】	<p>入居定員及び居室の定員を超えて入居させていないか。 ※ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第104条 予防基準第81条	基準条例第125条 予防基準条例第83条	
22 業務継続計画の策定等【共通】 ※令和6年3月31日まで努力義務	<p>(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>※1 当該義務付けの適用に当たっては、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間努力義務とされている。</p> <p>※2 業務継続計画には、厚生労働省『介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時(自然災害発生時)の業務継続ガイドライン』を参考に以下の項目等を記載すること。 また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。</p> <p>ア 感染症に係る業務継続計画</p> <p>a 平時からの備え (体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)</p> <p>b 初動対応</p> <p>c 感染拡大防止体制の確立 (保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)</p> <p>イ 災害に係る業務継続計画</p> <p>a 平常時の対応 (建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)</p> <p>b 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)</p> <p>c 他施設及び地域との連携</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第108条(第3条の30の2準用) 予防基準第85条(第28条の2準用)		

認知症対応型共同生活介護(自主点検表)

点検項目	確認事項	点検結果			根拠法令	根拠 基準条例	備考 (不適・非該当の理由等)
		適	不適	非 該当			
22 業務継続計画の策定等 【共通】 ※令和6年3月31日まで努力義務	(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修(※2～※5)及び訓練(※6～※9)を定期的の実施しているか。 ※1 感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。 ※2 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行う ※3 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的(年2回以上)な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。 また、研修の実施内容についても記録すること。 ※4 感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。 ※5 訓練(シミュレーション)においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的(年2回以上)に実施する。 ※6 災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。 ※7 感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。 ※8 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(3) 定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
23 協力医療機関等 【共通】	(1) 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。 ※近距離にあることが望ましい。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第105条 予防基準第82条	基準条例第126条 予防基準条例第84条	
	(2) あらかじめ協力歯科医療機関を定めるよう努めているか。 ※近距離にあることが望ましい。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(3) サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(4) 利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、当該協力医療機関等との間であらかじめ必要な事項について取り決めがされているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		基準条例第126条 予防基準条例第84条		
24 非常災害対策 【共通】	(1) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び当該関係機関との連携の体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 ※1 非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連絡体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならない。 ※2 関係機関への通報及び連絡体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めること。 ※3 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画も含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。 ※4 消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者に行わせ、防火管理者を置かなくてもよいとされている事業所においては、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第108条(第82条の2準用) 予防基準第85条(第58条の2準用)	基準条例第129条(第103条準用) 予防基準条例第87条(第60条準用)	
	(2) 事業者は、(1)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

認知症対応型共同生活介護(自主点検表)

点検項目	確認事項	点検結果			根拠法令	根拠 基準条例	備考 (不適・非該当の理由等)
		適	不適	非 該当			
※この項目は、施設種別や地域の実情に応じて確認すること。							
	<p>ア 火災に関するもの</p> <p>① 消防計画を作成し、所轄消防署に届出ているか。</p> <p>② 消防計画の内容について、関係者に周知しているか。</p> <p>イ 自然災害に関するもの</p> <p>① 水害・土砂災害を含む、地域の実情に応じた非常災害対策計画を作成しているか。</p> <p>② 非常災害対策計画の内容について、関係者に周知しているか。</p> <p>③ 非常災害対策計画に次の項目が記載されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の立地条件 ・ 災害に関する情報の入手方法 ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認 ・ 避難を開始する時期、判断基準 ・ 避難場所 ・ 避難経路 ・ 避難方法 ・ 災害時の人員体制、指揮系統 ・ 関係機関との連絡調整 						
25 衛生管理 等 【共通】	<p>(1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 事業所において感染症が発生し、まん延しないように必要な措置を講じなければならない。</p> <p>※ 当該義務付けの適用に当たっては、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間努力義務とされている。</p> <p>ア 当該事業所における感染対策委員会(※1)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</p> <p>※1 「感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会」をいう。</p> <p>※2 テレビ電話装置等を活用して行うことができる。</p> <p>※3 感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。</p> <p>※4 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者(専任の感染対策を担当する者)を決めておくことが必要である。</p> <p>※5 感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的を開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。</p> <p>※6 感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。</p> <p>イ 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。</p> <p>※ 「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、厚生労働省『介護現場における感染対策の手引き』を参考に平常時の対策及び発生時の対応を規定する。</p> <p>① 平常時の対策としては、事業所内の衛生管理(環境の整備等)、ケアにかかる感染対策(手洗い、標準的な予防策)等について明記する。</p> <p>② 発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等について明記する。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第108条(第33条準用) 予防基準第85条(第31条準用)	基準条例第129条(第78条準用) 予防基準条例第87条(第32条準用)	

認知症対応型共同生活介護(自主点検表)

点検項目	確認事項	点検結果			根拠法令	根拠基準条例	備考 (不適・非該当の理由等)
		適	不適	非該当			
25 衛生管理等 【共通】	<p>ウ 当該事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施しているか。</p> <p>※1 定期的な教育(年2回以上)を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。</p> <p>※2 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練(シミュレーション)を定期的(年2回以上)に行うことが必要である。</p> <p>※3 訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施する。</p> <p>※4 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。</p>						
26 掲示 【共通】	指定特定施設の見やすい場所に、運営規程の概要、介護従業者の勤務の体制等の重要事項を掲示しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第108条(第3条の32準用) 予防基準第85条(第32条準用)	基準条例第129条(第35条準用) 予防基準条例第87条(第33条準用)	
27 秘密保持等 【共通】	(1) 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第108条(第3条の33準用) 予防基準第85条(第33条準用)	基準条例第129条(第36条準用) 予防基準条例第87条(第34条準用)	
	(2) 従業者であった者が、職務上知りえた利用者又はその家族の情報を正当な理由なく漏さないよう必要な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、文書によりあらかじめ得ているか。 ※サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
28 広告 【共通】	広告の内容は虚偽又は誇大なものとなっていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第108条(第3条の34準用) 予防基準第85条(第34条準用)	基準条例第129条(第37条準用) 予防基準条例第87条(第35条準用)	
29 居宅介護支援事業者等に対する利益供与等の禁止 【共通】	(1) 居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)又はその従業者に対し、要介護(要支援)被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第106条 予防基準第83条	基準条例第127条 予防基準条例第85条	
	(2) 居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)又はその従業者から、当該共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受していないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
30 苦情処理 【共通】	(1) 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じているか。 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービス内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示するなどしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第108条(第3条の36準用) 予防基準第85条(第36条準用)	基準条例第129条(第39条準用) 予防基準条例第87条(第37条準用)	
	(2) 苦情を受け付けた場合に、その内容を記録しているか。 ※苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行う必要がある。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	(3) 指定事業者は、提供した指定訪問サービスに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。 また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

認知症対応型共同生活介護(自主点検表)

点検項目	確認事項	点検結果			根拠法令	根拠基準条例	備考 (不適・非該当の理由等)
		適	不適	非該当			
	(4) 指定事業者は、市町村からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を市町村に報告しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	(5) 指定事業者は、提供した指定訪問サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	(6) 指定事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(5)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
31 調査への協力等【共通】	提供したサービスに関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切なサービスが行われているかどうかを確認するために市町村が行う調査に協力しているか。また、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	運営基準第108条(第84条準用) 予防基準第85条(第60条準用)	基準条例第129条(第105条準用) 予防基準条例第87条(第62条準用)	
32 地域との連携等【共通】	(1) 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し、活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。 ※ テレビ電話装置等を活用して行うことができる。ただし、利用者等が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第108条(第34条準用) 予防基準第85条(第61条準用)	基準条例第129条(第106条準用) 予防基準条例第87条(第63条準用)	
	(2) 指定事業者は、(1)の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しているか。 ※ 運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、次に掲げる条件を満たす場合においては、複数の事業所の運営推進会議を合同で開催して差し支えない。 イ 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。 ロ 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等に所在する事業所であっても差し支えないこと。 ※運営推進会議の複数の事業所の合同開催については、合同で開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(3) 指定事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民等との連携及び協力を行う等により地域との交流を図っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(4) 指定事業者は、その事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
33 事故発生時の対応【共通】	(1) 利用者に対するサービスの提供により、事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者(介護支援予防事業者)等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	運営基準第108条(第3条の38準用) 予防基準第85条(第37条準用)	基準条例第129条(第41条準用) 予防基準条例第87条(第38条準用)	
	(2) (1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	(3) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 ※1 事故発生時の対応については、あらかじめ事業者が定めておくことが望ましい。 ※2 損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	(4) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

認知症対応型共同生活介護(自主点検表)

点検項目	確認事項	点検結果			根拠法令	根拠基準条例	備考 (不適・非該当の理由等)
		適	不適	非該当			
34 虐待の防止 【共通】 ※令和6年3月31日まで努力義務	(1) 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第108条(第3条の38の2準用) 予防基準第85条(第37条の2準用)		
	※ 当該義務付けの適用に当たっては、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間努力義務とされている。						
	① 当該事業所における虐待防止委員会(※1)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。						
	※1 「虐待の防止のための対策を検討する委員会」をいう。						
	※2 テレビ電話装置等を活用して行うことができる。						
	※3 虐待防止委員会の設置に向けては、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要であり、また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。						
	※4 他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えない。						
	※5 具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果(事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等)は、従業者に周知徹底を図る必要がある。						
	ア 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること						
	イ 虐待の防止のための指針の整備に関すること						
	ウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること						
	エ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること						
	オ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること						
	カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること						
	キ カの再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること						
② 当該事業所における虐待の防止のための指針を整備しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
※ 虐待の防止のための指針に次のような項目を盛り込む必要がある。							
ア 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方							
イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項							
ウ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針							
エ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針							
オ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項							
カ 成年後見制度の利用支援に関する事項							
キ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項							
ク 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項							
ケ その他虐待の防止の推進のために必要な事項							
③ 当該事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
※1 虐待防止のための研修の実施に当たっては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行う。							
※2 指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年2回以上)を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。							
※3 研修の実施内容については記録すること。							
※4 研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。							
④ ①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					

認知症対応型共同生活介護(自主点検表)

点検項目	確認事項	点検結果			根拠法令	根拠基準条例	備考 (不適・非該当の理由等)
		適	不適	非該当			
33 会計の区分 【共通】	事業者は、指定事業所ごとに経理を区分するとともに、指定事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。 ※具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行うこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第108条(第3条の39準用) 予防基準第85条(第38条準用)	基準条例第129条(第42条準用) 予防基準条例第87条(第39条準用)	
34 記録の整備 【共通】	(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備されているか。 (2) 利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。 ① (介護予防)認知症対応型共同生活介護計画 ② 提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③ 身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④ 利用者に関する市町村への通知に係る記録 ⑤ 苦情の内容等の記録 ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑦ 運営推進会議から出された報告、評価、要望、助言等の記録 ※ 「その完結の日」とは、①～⑤については、個々の利用者につき、契約終了(契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等)により一連のサービス提供が終了した日、⑥については、運営推進会議を開催し、報告、評価、要望、助言等の記録を公表した日を指すもの。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第107条 予防基準第84条	基準条例第128条 予防基準条例第86条	
V 変更の届出							
	(1) 次の事項に変更があったとき、又は休止した事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市町村長に届け出ているか。 ① 事業所の名称及び所在地 ② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③ 申請者の登記事項証明書又は条例等 ④ 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要 ⑤ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ⑥ 運営規程 ⑦ 協力医療機関名(歯科含む)及び診療科名並びに契約内容 ⑧ 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携体制及び支援の体制の概要 ⑨ 介護支援専門員の氏名及びその登録番号 (2) 指定に係る事業を廃止し、又は休止しようとするときは、廃止又は休止の1月前までに、その旨を市町村長に届け出ているか。 ① 廃止し、又は休止しようとする年月日 ② 廃止し、又は休止しようとする理由 ③ 現に指定地域密着型サービスを受けている者に対する措置 ④ 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護保険法第78条の5 介護保険法施行規則第131条の13		